

第 1 回 堺市・美原町任意合併協議会

会 議 資 料

日 時 平成 15 年 1 月 27 日 (月) 午後 3 時

会 場 美原町役場 特別会議室

堺市・美原町任意合併協議会

第1回 堺市・美原町任意合併協議会 次第

日 時 平成 15 年 1 月 27 日 (月) 午後 3 時
会 場 美原町役場 特別会議室

1 . 開会

2 . 会長・副会長あいさつ

3 . 委員・事務局紹介

4 . 報告事項

報告第 1 号 堺市・美原町任意合併協議会規約について

報告第 2 号 堺市・美原町任意合併協議会規約に関する協議について

報告第 3 号 堺市・美原町任意合併協議会事務局規程について

5 . 協議事項

協議第 1 号 堺市・美原町任意合併協議会会議運営規程について

協議第 2 号 堺市・美原町任意合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程について

協議第 3 号 平成 14 年度堺市・美原町任意合併協議会事業計画について

協議第 4 号 平成 14 年度堺市・美原町任意合併協議会予算について

協議第 5 号 法定合併協議会のスケジュールについて

協議第 6 号 法定合併協議会の委員等の構成について

(提案事項)

協議第 7 号 堺市・美原町 事務事業等の調整の基本方針について

協議第 8 号 堺市・美原町 市町村建設計画の策定にあたっての基本方針について

6 . その他

今後の協議日程について

7 . 閉会

堺市・美原町任意合併協議会名簿

会長、副会長

会長 木原 敬介（堺市長）
 副会長 高岡 寛（美原町長）

委員

堺市		美原町	
市長	木原 敬介	町長	高岡 寛
助役	内原 達夫	助役	野田 博
	伏見 弘之		
議員	中村 勝（議長）	議員	肥田 勝秀（議長）
	西 惠司（副議長）		池田 範行（副議長）
	辻林 幸雄（政令指定都市問題対策特別委員会委員長）		筒居 修三（市町村合併問題等調査特別委員会委員長）
	加藤 均（政令指定都市問題対策特別委員会副委員長）		池田 貢（市町村合併問題等調査特別委員会副委員長）

事務局

事務局長 太田 博通（堺市指定都市推進部副理事）
 事務局次長 西尾 恒利（美原町総務部企画課長）
 事務局員 吉田 景司（堺市指定都市推進部広域行政担当課長）
 同 西田 英之（美原町総務部企画課長代理）
 同 比嘉 宏幸（堺市指定都市推進部主査）

報告第 1 号

堺市・美原町任意合併協議会規約について

堺市・美原町任意合併協議会規約について、別紙のとおり報告する。

平成 15 年 1 月 27 日提出

堺市・美原町任意合併協議会
会長 木 原 敬 介

平成 15 年 月 日 確認

堺市・美原町任意合併協議会規約

(設置)

第1条 堺市及び美原町(以下「両市町」という。)は、合併に関する諸問題について協議を行うため、堺市・美原町任意合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項に基づく合併協議会の設置の準備に関する事項
- (2) 両市町の合併協議に必要な事項
- (3) 両市町の合併後の市町村建設計画の基本方針に関する事項
- (4) 両市町の合併後の事務事業のあり方に関する事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長及び助役
- (2) 両市町の議会が選出する議員(両市町各4名)
- (3) 両市町の長が協議して定める学識経験者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、両市町の長がその協議により、前条の委員の中から、これらを選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。

(会長の職務代理)

第5条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(関係職員の出席)

第7条 会長は、必要に応じ両市町の関係職員を会議に出席させることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、堺市に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(予算)

第9条 協議会の予算は、別に定める。

(財務)

第10条 協議会の財務に関しては、堺市の財務に関する手続の例による。

(監査)

第11条 協議会の出納監査は、美原町の助役が行う。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成15年1月6日から施行する。

報告第 2 号

堺市・美原町任意合併協議会規約に関する協議について

堺市・美原町任意合併協議会規約に関する協議書について、別紙のとおり報告する。

平成 15 年 1 月 27 日提出

堺市・美原町任意合併協議会
会長 木原 敬介

平成 15 年 月 日 確認

堺市・美原町任意合併協議会規約に関する協議書

堺市及び美原町（以下「両市町」という。）は、堺市・美原町任意合併協議会規約（平成15年制定。以下「規約」という。）第3条第3号及び第4条第2項の規定に基づく協議のうえ、次のとおり決定する。

（学識経験者）

第1条 規約第3条第3号に規定する委員は、当分の間これを置かない。

（会長及び副会長）

第2条 規約第4条第1項の会長は堺市長と、同項の副会長は美原町長とする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年1月6日

大阪府堺市南瓦町3番1号

堺市

堺市長 木原 敬介

大阪府南河内郡美原町黒山167番地の1

美原町

美原町長 高岡 寛

報告第 3 号

堺市・美原町任意合併協議会事務局規程について

堺市・美原町任意合併協議会事務局規程について、別紙のとおり報告する。

平成 15 年 1 月 27 日提出

堺市・美原町任意合併協議会
会長 木 原 敬 介

平成 15 年 月 日 確認

堺市・美原町任意合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、堺市・美原町任意合併協議会規約(平成15年制定)第8条第2項の規定に基づき、堺市・美原町任意合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会に係る資料の作成に関すること。
- (2) 協議会の庶務に関すること。
- (3) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に次の職員を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局員

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(事務局長の専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 現金の出納に関すること。
- (3) 照会、回答、調査及び資料の収集に関すること。
- (4) その他軽易な事務処理に関すること。

- 2 前項に規定する専決事項であっても、特に重要なもの又は異例なものについては、会長の決裁を受けなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成15年1月6日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	氏 名	所属団体
事務局長	太 田 博 通	堺 市
事務局次長	西 尾 恒 利	美原町
事務局員	吉 田 景 司	堺 市
	西 田 英 之	美原町
	比 嘉 宏 幸	堺 市

協議第 1 号

堺市・美原町任意合併協議会会議運営規程について

堺市・美原町任意合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり定める。

平成 15 年 1 月 27 日提出

堺市・美原町任意合併協議会
会長 木原 敬介

平成 15 年 月 日 承認

堺市・美原町任意合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、堺市・美原町任意合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下単に「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議の運営に当たっては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議の議事を進行するよう努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事進行に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(傍聴)

第5条 会議は傍聴することができる。

2 会議の傍聴人は、報道関係者及び一般傍聴人とする。

3 議長は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴手続)

第6条 会議の傍聴をしようとする者は、事務局が作成した受付簿に必要な事項を記入しなければならない。

(規律等)

第7条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

2 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

3 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

4 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命じることができる。

(会議録)

第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録には、議長及び議長が指名した2名の委員が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議資料は、公開とする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月27日から施行する。

協議第 2 号

堺市・美原町任意合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する
規程について

堺市・美原町任意合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程について、別紙のと
おり定める。

平成 15 年 1 月 27 日提出

堺市・美原町任意合併協議会
会長 木 原 敬 介

平成 15 年 月 日 承認

堺市・美原町任意合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、堺市・美原町任意合併協議会規約第12条の規定に基づき、堺市・美原町任意合併協議会(以下「協議会」という。)の委員の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の額等)

第2条 協議会委員の報酬及び費用弁償については、堺市の附属機関の委員の報酬及び費用弁償の例により、これらを支給するものとする。

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、協議会の委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月27日から施行する。

協議第 3 号

平成 14 年度堺市・美原町任意合併協議会事業計画について

平成 14 年度堺市・美原町任意合併協議会事業計画について、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 1 月 27 日提出

堺市・美原町任意合併協議会
会長 木 原 敬 介

平成 15 年 月 日 承認

平成 14 年度堺市・美原町任意合併協議会 事業計画

協議事項

法定合併協議会のスケジュールについて

法定合併協議会の委員等の構成について

事務事業等の調整の基本方針について

市町村建設計画の策定にあたっての基本方針について

広報啓発活動

協議会だよりの発行（平成 15 年 3 月末 全戸配布）

協議第 4 号

平成 14 年度堺市・美原町任意合併協議会予算について

平成 14 年度堺市・美原町任意合併協議会予算について、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 1 月 27 日提出

堺市・美原町任意合併協議会
会長 木原 敬介

平成 15 年 月 日 承認

協議第 4 号

平成 14 年度堺市・美原町任意合併協議会の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ 8,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 平成 14 年度歳入歳出予算」による。

(市町負担金)

第 2 条 市町負担金は、「第 2 表 平成 14 年度市町負担金」による。

平成 15 年 1 月 27 日提出

堺市・美原町任意合併協議会

会長 木 原 敬 介

第1表 平成14年度歳入歳出予算

【歳入】

(単位:千円)

款 項	目	節	種 別	金 額	説 明
1. 分担金及び負担金				8,100	
	1. 負担金			8,100	
		1. 負担金		8,100	
			1. 市町村負担金	8,100	堺市 7,419 美原町 681
歳 入 合 計				8,100	

【歳出】

(単位:千円)

款 項	目	節	種 別	金 額	説 明
1. 総務費				7,750	
	1. 事業費			7,750	
		1. 会議費		442	
			1. 報酬	245	委員報酬(8人) 245
		11. 需用費		167	
			消耗品費	60	協議会資料作成 60
			食糧費	27	協議会賄 27
			印刷製本費	80	協議会資料作成 80
		12. 役務費		30	通信運搬費 28 振込手数料 2
		2. 広報 広聴費		7,308	
			13. 委託料	7,308	協議会だより発行委託 作成費 4,700 全戸配布 2,608
2. 予備費				350	
	1. 予備費			350	
		1. 予備費		350	
歳 出 合 計				8,100	

第2表 平成14年度市町負担金

市町名	負担金 千円	負担金内訳	
		均等割 千円	世帯数割 千円
堺市	7,419	396	7,023
美原町	681	396	285
	8,100	792	7,308

<参考>

市町名	世帯数 (H12.10.1) 千世帯	構成比率 %
堺市	298	96.1
美原町	12	3.9
	310	100.0

国勢調査 (H12.10.1)

堺市 297,532 世帯

美原町 11,636 世帯

合計 309,168 世帯

協議第 5 号

法定合併協議会のスケジュールについて

法定合併協議会のスケジュールについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 1 月 27 日提出

堺市・美原町任意合併協議会
会長 木原 敬介

平成 15 年 月 日 承認

法定合併協議会のスケジュールについて

時 期	内 容
平成 15 年 2 月	両市町の 2・3 月定例議会に（仮称）堺市・美原町合併協議会設置議案を提案
同 4 月	（仮称）堺市・美原町合併協議会設置
同 6 月頃	第 1 回協議会開催
同 6 月～ 平成 16 年 4 月頃	<p>協議事項検討</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 合併の方式 (2) 合併の期日 (3) 市の名称 (4) 事務所の位置 (5) 財産及び公の施設の取扱い (6) 市議会議員の定数及び任期の取扱い (7) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い (8) 地方税の取扱い (9) 一般職の職員の身分の取扱い (10) 地域審議会の設置 (11) 特別職の職員の身分 (12) 条例 規則の取扱い (13) 組織及び機構 (14) 一部事務組合等の取扱い (15) 使用料、手数料の取扱い (16) 公共的団体の取扱い (17) 補助金、交付金等の取扱い (18) 町名の取扱い (19) 各種福祉制度の取扱い (20) 慣行の取扱い (21) 国民健康保険の取扱い (22) 介護保険の取扱い (23) 各種事務事業の取扱い (24) 市町村建設計画 等</p> </div> <p>合併協定書調印</p>
平成 17 年 3 月迄	合併施行

協議第 6 号

法定合併協議会の委員等の構成について

法定合併協議会の委員について、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 1 月 27 日提出

堺市・美原町任意合併協議会
会長 木原 敬介

平成 15 年 月 日 承認

法定協議会の委員等の構成について

法定協議会の会長及び委員の構成については、以下のとおりとする。

会 長 委員となるべき者のうちから両市町の長が協議して定める。

委 員 ・両市町の長
 ・両市町の助役（両市町各 1 名）
 ・両市町の議会が選出する議員
 ・学識経験者（有識者、各種団体代表者含む。）

なお、委員の定数は、概ね 30 人程度とし、両市町の長が協議して定めるものとする。

監査委員 両市町の監査委員（両市町各 1 名）

協議第7号

堺市・美原町 事務事業等の調整の基本方針について

堺市・美原町 事務事業等の調整の基本方針について、別紙のとおり提出する。

平成 15 年 1 月 27 日提出

堺市・美原町任意合併協議会
会長 木原 敬介

平成 15 年 月 日 承認

堺市・美原町 事務事業等の調整の基本方針

1. 基本的考え方

事務事業等の統合及び調整にあたっては、これまでの両市町の行政制度の経緯を尊重しつつ、次の5原則を総合的に勘案して実施するものとする。

一体性確保の原則

合併後、速やかな一体性の確保に努める。

福祉向上の原則

行政サービス及び住民福祉の向上に努める。

負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

健全な財政運営の原則

合併後において健全な財政運営に努める。

行財政改革推進の原則

行財政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

2. 調整の体制

法定の合併協議会においては、協議会の下部組織として専門部会等を設置し、分野ごとに、より専門的で詳細な議論を行うものとする。

協議第 8 号

堺市・美原町 市町村建設計画の策定にあたっての基本方針について

堺市・美原町 市町村建設計画の策定にあたっての基本方針について、別紙のとおり提出する。

平成 15 年 1 月 27 日提出

堺市・美原町任意合併協議会
会長 木原 敬介

平成 15 年 月 日 承認

堺市・美原町 市町村建設計画の策定にあたっての基本方針

1．計画策定の目的

堺市、美原町の合併に際し、両市町の住民に対し将来のビジョンを示すとともに、合併特例法等に基づき様々な財政措置が講じられることへの対応を図るため、合併後の両市町域の基本的なまちづくりプランとしての役割を果たす市町村建設計画を策定する。

2．計画の位置付け

この計画は、「美原町第3次総合計画」及び堺市総合計画「堺21世紀・未来デザイン」を踏まえて、両市町域のまちづくりの基本方針を定め、これを実現していくことにより、両市町の速やかな一体化による南大阪地域における新しい中枢都市づくりを促進し、両市町域の均衡ある発展に寄与するとともに、住民福祉の向上を図るものである。

3．計画の構成

この計画は、「まちづくりの基本方針」、それに基づく「まちづくり計画」及び「財政計画」で構成する。

4．計画期間

まちづくりの基本方針は、21世紀を展望した長期的な視野に立ったものであり、まちづくり計画及び財政計画は、先進市の事例等を参考とし、平成17年度から平成26年度までの10ヵ年の計画とする。

5．計画の策定体制

法定の合併協議会においては、協議会の下部組織として専門部会等を設置し、分野ごとに、より専門的で詳細な議論を行うものとする。